



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 5 号 の 8

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | | |
|-------------------------------------|-----|---|---|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を 改正する規則 (障害福祉課) | 1 |
| ●規 則 | | ●議会規則 | |
| ○金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する 規則 (税 務 課) | 1 | ○金沢市議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局) | 2 |

規 則

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市宿泊税条例施行規則(平成30年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中

| | | | |
|--------|---|-----------|----|
| 整理 番 号 | を | 通 知 書 番 号 | に、 |
| | | | |

| | | | | |
|---------|---|-------|-------|--|
| 申 修 更 決 | を | 申 更 決 | に改める。 | |
| 告 正 正 定 | | 告 正 定 | | |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第3号の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市障害児通園施設条例施行規則(昭和53年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(利用児童の支援目標)」に改め、同条中「に入所している」を「を利用している」に、「指導」を「支援」に改め、同条第1号中「排泄」を「排せつ」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出しを「(利用の申込み等)」に改め、同条第1項中「に入所しようとする児童(特例児童を除く。以下この条において同じ。)」の保護者及び特例児童は、入所申請書を「を利用しようとする児童の保護者(当該児童が特例児童である場合は、当該特例児童)(以下この条において「申込者」という。))は、金沢市障害児通園施設ひまわり教室利用申込書に、「当該児童の保護者及び特例児童」を「申込者」に改め、「通所受給者証」の次に「又は条例第4条第2号に規定する利用の決定を受けたことを証する書類」を加え、同条第2項中「前項の入所申請書を受理し

たときは、速やかに入所の可否を決定し」を「ひまわり教室の利用を承認したときは」に、「児童の保護者又は特例児童」を「申込者」に改め、同条を第3条とする。

第5条を削る。

第6条中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

金沢市障害児通園施設ひまわり教室利用申込書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申込者 居住地
氏 名

金沢市障害児通園施設ひまわり教室の利用を申し込みます。

| | | |
|----------------|-------------|-------|
| 利用申込み に係る児童 | ふりがな 氏 名 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 申込者との続柄 | |

様式第2号を削る。

様式第3号中「第6条」を「第4条」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議 会 規 則

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市議会議長 久 保 洋 子

●金沢市議会規則第1号

金沢市議会会議規則の一部を改正する規則

金沢市議会会議規則(昭和38年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第94条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければ」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| | | |
|---------------------|-----|------------------|
| 令和3年(2021年)3月22日 印刷 | 発行人 | 金 沢 市 |
| 令和3年(2021年)3月22日 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円 | 印刷所 | (株) 共 栄 |
| | | 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 |